

A dark, textured background featuring a map of East Asia, including China, Korea, and Japan. The map is rendered in a muted, historical style with brown and green tones.

中国の文化Ⅲ

日中文化交流史

第五回 民間交流の時代（上）

倭は、白村江の戦いで唐・新羅連
合軍に敗れた後、新たな「近代化」
に取り組んだといいますが、具体的
にはどのようなことをしたのです
か？



西暦	中国	日本	使節	備考
600年	隋文帝開皇20年	推古8年	第一回遣隋使	遣隋使 (日中交流の草創期)
607年	隋煬帝大業 3年	15年	第二回遣隋使	
608年	4年	16年	第三回遣隋使	
614年	10年	22年	第四回遣隋使	
618年	隋が滅亡し、唐が建国			
630年	唐太宗貞観 4年	舒明2年	第一回遣唐使	遣唐使 (第一期 遣隋使の延長)
653年	唐高宗永徽 4年	白雉4年	第二回遣唐使	
654年	5年	5年	第三回遣唐使	
659年	顕慶 4年	斉明5年	第四回遣唐使	
663年	白村江の戦い			
665年	麟徳 2年	天智4年	第五回遣唐使	遣唐使 (第二期 戦後の外交交渉)
667年	乾封 2年	6年	途中帰国	
669年	総章 2年	8年	第六回遣唐使	
	30年以上にわたり遣唐使の派遣を中断し、唐の先進的な制度に倣ってさらなる改革を進めた			
702年	武則天長安 2年	大宝2年	第七回遣唐使	遣唐使 (第三期 最盛期)
717年	唐玄宗開元 5年	養老元年	第八回遣唐使	
733年	21年	天平5年	第九回遣唐使	
746年	天宝 5年	18年	中止	
752年	11年	天平勝宝4年	第十回遣唐使	
759年	唐肅宗乾元 2年	天平宝字3年	第十一回遣唐使	
762年	唐代宗宝応元年	6年	中止(二回)	
777年	大暦12年	宝亀8年	第十二回遣唐使	遣唐使 (第四期 衰退期)
780年	唐徳宗建中元年	11年	第十三回遣唐使	
804年	貞元20年	延暦23年	第十四回遣唐使	
836年	唐文宗開成元年	承和5年	第十五回遣唐使	
894年	唐昭宗乾寧元年	寛平6年	中止	
907年	唐が滅亡			

倭から日本へ（日本側の記録）

〔解説〕

白村江の戦いに敗れた後、日本は中国の先進的な法治制度に倣い、律（刑法）や令（行政法）を整備したほか、教育、国史編纂などの改革も進め、国号も「倭」から「日本」に改めた。

唐

新羅

倭

律令(法律制度)

大宝律令(681～701)

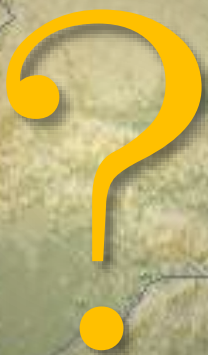
国子監(教育制度)

大学寮(671?～701)

正史(国史編纂)

日本書紀(681～710)

「日本」という国号は、いつから
使われるようになったのか？



倭から日本へ（日本側の記録）

〔解説〕

『大宝律令』（七〇一年成立）には、対外的な国号として「日本」を使用することが定められている。

＊『大宝律令』はその後失われたが、平安時代前期の法律学者・惟宗直本（これむねのなおもと）が著した『令集解』（りょうのしゅうげ）七一八年に成立した『養老令』の注釈書、九世紀成立）には「古記」からの引用として『大宝律令』の逸文が引かれており、この逸文の中に「日本」という国号に関する規程が見られる。



令集解

巻二

倭から日本へ（日本側の記録）

古記に云う、

「御宇日本天皇詔旨（あめのしたしろしめすやまとのすめらみことのみことのり）とは隣国及び蕃国に対する詔の辞である」

問：隣国と蕃国との違いは何か？

答：隣国とは唐であり、蕃国とは新羅である。

言出者受行如何『令集解』第卅一令式一詔書不可宣命者必作勅旨若違失者改不随扶行耳可求問敵降為何式哉答詔書耳朱云詔書者臨時尋常大少事皆約但為宣命色為詔書不為宣命而可行為勅書者未明後度及不次也然畧見不也向如光跡云問詔与勅旨別何答詔大事勅旨少事次乃云詔臨時事勅尋常者未明事云耳頃亦同々式

明神御宇日本天皇詔旨謂以大事宣於蕃國使之辭釋

云宣蕃國大事辭古記云御宇日本天皇詔旨對隣國及蕃國而詔之辭問隣國与蕃國何其別答隣國者大唐蕃國者新羅也朱云宣蕃國辭謂我化内來時宣辭耳非宣遣蕃國市今安指宣使之辭也但宣遣蕃國之辭可求之

願不同也但事大少可有式之也私若臨時可定大少哉何亢云令釋云元徕次徕宣蕃國辭謂遣蕃國其蕃使朝躬時亦同師同問蕃使來時以二徕宣一使欽為當以使大少随用致答於一使或用元徕或用次徕耳私思於同使諾大事者用上徕

倭から日本へ（日本側の記録）

〔解説〕

『大宝律令』が定めるとおり、「日本」という国号は唐や新羅との外交の場で使用されていた。

『大宝律令』の編纂にも関わった栗田真人は、七〇二年、第七回遣唐使の長官として渡唐した際、「日本の使節」と名乗ったことが『続日本紀』に記されている。

續日本紀

三四



倭から日本へ（日本側の記録）

（七〇四年）秋七月甲申朔、正四位下・栗田朝臣真人（あわたのあそんまひと）が唐から帰国した。

唐に着いたばかりのところ、ある人が尋ねた。

「どこの国の使節の方ですか」
そこで答えて言った。

「日本国の使節です」

『続日本紀』卷三 慶雲元年（七〇四年）

屯布四端、己巳阿波國獻木連理。○丙子奉

幣祈雨于諸社。○秋七月甲申朔正四位下栗

田朝臣真人自唐國至初至唐時有久來問曰

何處使人答曰日本國使我使反問曰此是何

州界答曰是大周楚州鹽城縣界也更問先是

太唐今稱大周國号縁何改稱答曰永淳二年

天皇太帝崩皇太后登位稱号聖神皇帝國号

大周問答略了唐人謂我使曰亟聞海東有

倭國謂之君子國人民豐樂禮義敦行今看使

人儀容大淨豈不信乎語畢而去。○丙戌左京

職獻白鷺下総國獻白鳥。○壬辰以時雨不降

遣使祈雨於諸社。○庚子公廡祿給式部省太

學散位等寮。○壬寅詔京師高年八十已上

者減加賑恤。○甲辰奉幣于住吉社。○己巳

倭から日本へ（日本側の記録）

唐の人は我々の使節にこういった。
「海の東にある倭という国は君子の
国で、人々は豊かで礼義正しいとよ
く聞いていました。いま使節の方々
の立派な様子を見て、それが本当だ
とわかりました」

『続日本紀』卷三 慶雲元年（七〇四年）

市郡人高屋連藥女一産王男賜絶二足綿二
屯布四端○己巳阿波國獻木連理○丙子奉
幣祈雨于諸社○秋七月甲申朔正四位下粟
田朝臣真人自唐國至初至唐時有久來問曰
何處使人答曰日本國使我使反問曰此是何
州界答曰是大周楚州鹽城縣界也更問先是
太唐今稱大周國号縁何改稱答曰永淳二年

唐書
天長

天皇太帝崩皇太后登位稱号聖神皇帝國号
大周問答略了唐人謂我使曰亟聞海東有
倭國謂之君子國人民豐樂禮義敦行今看使
人儀容大淨豈不信乎語畢而去○丙戌左京
職獻白鷺下総國獻白鳥○壬辰以時雨不降
遣使祈雨於諸社○庚子公廡祿給式部省太
學散位等寮○壬寅 詔京師高年八十已上
者減加賑恤○甲辰奉幣于住吉社○し巳

唐書曰長安元年
自王文立號死曰
大周遣朝臣使人
來問唐書也
唐書曰長安元年
自王文立號死曰
大周遣朝臣使人
來問唐書也

三國史記目錄

宣撰

三國史記卷第一

新羅本紀第一

始祖赫居世居西于

南解次次雄

儒理尼師今

脫解尼師今

婆娑尼師今

祇摩尼師今

逸聖尼師今

三國史記卷第二

倭から日本へ（朝鮮側の記録）

〔解説〕

一方、朝鮮側の記録には、日本が七〇一年に『大宝律令』を制定する以前から、「日本」という国号を使用していた可能性を示す記録がある。『三国史記』*新羅本紀の中の記事である。

*『三国史記』は高麗の金富軾らが編纂した官撰の歴史書。一一四五年完成、五〇巻。新羅・百済・高句麗の三国の歴史が紀伝体で記されている。

倭から日本へ（朝鮮側の記録①）

（新羅の孝昭王の七年（六九八年））＊
三月、日本国使が到着した。王は崇
礼殿で引見した。

『三国史記』 卷八新羅本紀孝昭王七年

＊『大宝律令』（七〇一年成立）よりも三年
前に「日本国使」という名称が使われ
ていたことがわかる。

五年春正月伊瀆幢元爲中侍夏四月國西皇
六年秋七月完山州進嘉禾異畝同穎九月宴
羣臣於臨海殿

七年春正月以伊瀆體元爲牛頭州摠管二月
京都地動大風折木中侍幢元退老大阿瀆順
元爲中侍三月日本國使至王引見於崇禮殿

秋七月京都大水

八年春二月白氣竟天星孛于東遣使朝唐貢
方物秋七月東海水血色五日復舊九月東海
水戰聲聞王都兵庫中鼓角自鳴新村人美勝
得黃金一枚重百分獻之授位南邊第一賜租
一百石

九年復以立寅月爲正夏五月伊瀆慶末作一
謀叛伏誅中侍順元緣坐罷免六月歲星八月
十年春二月彗星八月夏五月靈巖郡大守一

三國史記目錄

宣撰

三國史記卷第一

新羅本紀第一

始祖赫居世居西于

南解次次雄

儒理尼師今

脫解尼師今

婆娑尼師今

祇摩尼師今

逸聖尼師今

三國史記卷第二

新羅本紀第二

倭から日本へ（朝鮮側の記録）

〔解説〕

さらに朝鮮側の記録である『三
国史記』の新羅本紀には、新羅の文武
王十年（六七〇年）に倭が国号を「日
本」に改めたという記事も見られる。

＊この記録が正しければ、倭は『大宝律
令』（七〇一年成立）よりも三十年以上前
に国号を「日本」と改めていたことにな
る。

迹同晉文更興亡國事等衛侯夫百姓不可以
無主皇天必有以眷命先王正嗣唯公而已主
於祭祀非公而誰謹遣使一吉飡金須彌山等
就披策命公爲高句麗王公宜撫集遺民紹興
舊緒永爲鄰國事同昆弟敬哉敬哉兼送粳米
二千石甲具馬一匹綾五匹絹細布各十匹綿
十五種王其領之十二月土星入月京都地震
中侍智鏡退倭國更号曰本自言近日所出以
爲名漢城州總管數世取百濟

國適彼事覺遣大阿飡貞珠誅之十二
其書所六

倭事同
異可

三國史記卷第六

倭から日本へ（朝鮮側の記録②）

（新羅の文武王十年（六七〇年））＊、

倭国が国号を日本に改めた。自ら言
うところでは、日の出るところに近
いのでこの名にしたという。

『三國史記』卷六新羅本紀文武王十年

＊『三國史記』（一一四五年成立）のこの一
節は、中国で編纂された正史『新唐書』
（一〇六〇年成立）の記事と類似している
ため、それを読み誤って写したのではな
いかと考える研究者もいる。

倭から日本へ（中国側の記録）

〔解説〕

中国側の記録である『新唐書』卷

二二〇東夷列伝*には、

①六七〇年に遣唐使が来たこと

②国号を倭から日本に改めたこと

が記されている。しかし両記事の間には「後」の一字が入っているため、国号をいつ改めたのかは不明である。

*『新唐書』は北宋の欧陽脩らが編纂した唐代の正史。仁宗の嘉祐六年（一〇六

〇年）成立。二二五卷。

仁義之心不資以明雖郡公尚爾況其下哉嗟乎不以怨毒相基而先國家之憂者有斯人唐有汾陽保皐孰謂夷無人哉

日本古倭奴也去京師萬四千里直新羅東南在島

而居東西五月行南北三月行國無城郭聯木爲柵落以草茨屋左右小島五十餘皆自各國而臣附之置本率一人檢察諸部其俗多女少男有文字尚浮屠法其官十有二等其王姓阿每氏自言初主號天御中主至彥瀲凡三十二世皆以尊爲號居筑紫城彥瀲子神武立更以天皇爲號徙治太和州次曰綏靖次安寧次懿德次孝昭次天安次孝靈次孝元次開化次崇神次垂仁次景行次成務次仲哀仲哀死以開化曾孫女神功爲主次應神次仁德次履中次反正次允恭次安康次雄略次靖寧次顯宗次仁賢次武烈次繼體次安閑次宣化次欽明欽明之十一

倭から日本へ（中国側の記録）

成亨元年（六七〇年）、（日本は）

高句麗平定を祝う使節を派遣した*。

その後、中国語を少し習うと

「倭」という名を嫌い、国号を「日本」に改めた。使者が自ら言うには、国が日の出る所に近いため、これを名にしたという。

『新唐書』卷二百二十東夷伝日本

*天智天皇の七年（六六八年）、唐が高句麗を平定したのを受け、翌六六九年に派遣された第六回遣唐使を指す。

明貴則本、身裁五年遣使者入朝帝矜其遠詔有司毋拘歲貢遣新州刺史高仁表往諭與王爭禮不平不肯宣天子命而還久之更附新羅使者上書求徽初其王孝德即位改元曰白雉獻虎魄大如斗碼瑙若五升器時新羅爲高麗百濟所暴高宗賜璽書令出兵援新羅末幾孝德

死其子天豐財立死子天智立明年使者與蝦蟇人偕朝蝦蟇亦居海島中其使者鬚長四尺許珥箭於首令人載瓠立數十步射無不中天智死子天武立死子摠持立咸亨元年遣使賀平高麗後稍習夏音惡倭名更號日本使者自言國近日所出以爲名或云日本乃小國爲倭所并故冒其號使者不以情故疑焉又妄夸其國都方數千里南西盡海東北限大山其外即毛人云長安元年其王文武立改元曰大寶遣朝臣真人栗田貢方物朝臣真人者猶唐尚書也冠進德冠頂有華蘂四披紫袍帛帶真人好學能屬文進止有容武后宴之麟德殿授司膳卿還之文

670年、「倭国が国号を日本に改める」（三国史記）

698年、新羅に「日本国使至る」（三国史記）

倭から日本へ

〔解説〕

倭は七〇一年に『大宝律令』で、対外的な国号を「日本」と定めたが、中国や朝鮮半島の記録には、それ以前から「日本」という国号が使われていた可能性を示す記事が散見された。

唐

新羅

670年、第6回遣唐使の“後”に国号を「日本」に改めた(新唐書)

701年、大宝律令が対外的な国号を「日本」と定める

「日本」という国号の誕生

〔解説〕

大陸との交流で、中国語を学んだ倭は、それまで使われていた「倭」という蔑称を拒否し、新羅や唐に対して「日出るところ」を表す「日本」という国号への変更を宣言した。

その時期については、これまで諸説があったが、近年、西安市で六七八年に没した百濟出身の將軍・祢軍の墓誌石が発見され、そこに「日本」の文字が刻まれていたことにより、七世紀末には「日本」という国号が使われていた可能性が高まった。

新発見の墓誌石に刻まれていた日本

〔解説〕

二〇一一年、吉林大学古籍研究所の王連龍副教授は、六七八年に唐で没した百済出身の將軍・祢軍（禰軍）でいぐん）の墓誌石が発見され、そこに「日本」という国号が使用されていると発表した。



新発見の墓誌に刻まれていた日本*

于時日本余噍據扶桑以逋誅

(このとき日本の生き残りは扶桑に拠って討伐を逃れようとした)

『大唐故右威衛將軍上柱國祢公墓誌銘并序』

*王連龍「百濟人祢軍墓誌考論」

(社会科学戦綫二〇一一年第七期)

於玄井三歲

天智天皇元年

三月唐人新羅人代高麗云乞救于我
同三年

海外國記曰天智天皇三年四月太唐客來朝太
使朝散太夫上柱國郭務悰等并人百濟仇平松
軍等百餘人到對馬島遣大山中采女通信侶僧
智辨等來喚客於別館於是智辨問曰有表書并
獻物以不使人答曰有將軍牒書一函并獻物乃
授牒書一函於智辨等而奉上但獻物檢看而不

新発見の墓誌に刻まれていた日本

〔解説〕

祢軍はもと百濟の最高位である佐
平であつたが、六六〇年、百濟滅亡
の際に唐に帰順し、白村江の戦いの
翌六六四年（天智天皇の三年）には唐
の外交使節団の一員として日本を訪
れている。

698年、新羅に「日本国使至る」（三国史記）

670年、「倭国が国号を日本に改める」（三国史記）

倭から日本へ

〔解説〕

祢軍の墓誌の「日本」については、極東を指す一般名詞とする説（東野治之説）もあるが、これが文字通り日本を指すとすれば、祢軍が没した六七八年には、中国でも「日本」という国号が使われていたことになる。

唐

新羅

678年に唐で没した百済人・祢軍の墓誌に「日本」の文字

670年、第6回遣唐使“後”、国号を「日本」に（新唐書）

701年、大宝律令が対外的な国号を「日本」と定める

「日本」は倭習漢語(和製中国語)

「禰軍墓誌」の文脈からみて、墓誌の「日本」は倭国以外には解しえないことを述べてきた。最後に、この「日本」が倭国であることの決定的な証拠を挙げておきたい。(中略)

「本」の字が「下」「辺」とおなじ意味をもつ方位詞として使われるのは、倭語においてである。(中略)古代朝鮮語の「本」にも場所をしめす接尾語の用法はないらしい。とすれば、「日本」は倭語「ひのもと」の当て字と考えるほかない。つまり「日本」とは倭習の漢語なのである。

井上亘「禰軍墓誌「日本」考」

(東洋学報第九五巻第四号、二〇一四年)

井上亘 (1967-)

「日本」は倭習漢語(和製中国語)

「日本」の国号の使用が国際的に認定されたのは、第八回遣唐使が武則天に謁見した長安二年(七〇二)、日本の大宝二年であることは動かない。しかし、それ以前に「倭」から「日本」への国号変更が申請されたことがあった。すなわち六七〇年、第七次遣唐使が唐高宗に謁見したときであって、『旧唐書』日本伝の冒頭に(中略)「日本」の意味が三度も説明されているのは、この倭習漢語を中国人が解しかねた事情を物語る。

井上亘「禰軍墓誌「日本」考」

(東洋学報第九五巻第四号、二〇一四年)

「日本」は倭習漢語（和製中国語）

日本国は倭国の別種なり。その国が日辺にあるため、日本を名とした。あるいは倭国はその名が雅でないことを嫌い日本に改めたともいう。また日本はもと小国であったが、倭国の地を併合したともいう。その朝貢に来たものはみな尊大で、本当のことを答えないため、中国は疑念を持った。

『旧唐書』卷二百一十一日本伝



海にたぐひては、唐の衰退をいち早く
予見した日本は、遣唐使を廃止し、
日本語を中心とする独自の民族文化
を発展させていく。国風文化である。
日本語を記述するため、漢字（真
名）の部首や草書体から民族文字（
仮名文字）が創造され、十世紀の初頭
にはこれを使った最初の公的文書で
ある古今和歌集が編纂された。

目次

第一節 遣唐使の廃止

第二節 「国風文化」の時代へ

第二節 民間交流が生んだ新たな日本人のイメージ

第三節 日本の輸出品

第四節 中国からの輸入品



第一節 遣唐使の廃止

西暦	中国	日本	使節	備考
600年	隋文帝開皇20年	推古8年	第一回遣隋使	遣隋使 (日中交流の草創期)
607年	隋煬帝大業 3年	15年	第二回遣隋使	
608年	4年	16年	第三回遣隋使	
614年	10年	22年	第四回遣隋使	
618年	隋が滅亡し、唐が建国			
630年	唐太宗貞観 4年	舒明2年	第一回遣唐使	遣唐使 (第一期 遣隋使の延長)
653年	唐高宗永徽 4年	白雉4年	第二回遣唐使	
654年	5年	5年	第三回遣唐使	
659年	顕慶 4年	斉明5年	第四回遣唐使	
663年	白村江の戦い			
665年	麟徳 2年	天智4年	第五回遣唐使	遣唐使 (第二期 戦後処理の外交交渉)
667年	乾封 2年	6年	途中帰国	
669年	総章 2年	8年	第六回遣唐使	
	30年以上にわたり遣唐使の派遣を中断			
702年	武則天長安 2年	大宝2年	第七回遣唐使	遣唐使 (第三期 最盛期)
717年	唐玄宗開元 5年	養老元年	第八回遣唐使	
733年	21年	天平5年	第九回遣唐使	
746年	天宝 5年	18年	中止	
752年	11年	天平勝宝4年	第十回遣唐使	
759年	唐肅宗乾元 2年	天平宝字3年	第十一回遣唐使	
762年	唐代宗宝応元年	6年	中止(二回)	
777年	大暦12年	宝亀8年	第十二回遣唐使	遣唐使 (第四期 衰退期)
780年	唐徳宗建中元年	11年	第十三回遣唐使	
804年	貞元20年	延暦23年	第十四回遣唐使	
836年	唐文宗開成元年	承和5年	第十五回遣唐使	
894年	唐昭宗乾寧元年	寛平6年	遣唐使を廃止	
907年	唐が滅亡			

漢学者の家に生まれながら、遣唐
使の廃止を建議した人物は誰か？

①大伴家持

②菅原道真





菅原道真

菅公謫居図(太宰府天満宮)



唐の滅亡を予見した菅原道真は、遣唐使の派遣中止を建議するが、前回の遣唐使派遣から六十年近くが過ぎていた当時、どのようにして唐の情勢を把握したのか？

①唐からの貿易商人を通して

②唐からの外交使節を通して

恩澤之下久養枯鱗不堪至誠重請 處分謹言

寛平三年四月二十五日藏人頭正五位
下左中辨兼式部少輔某

請令諸公卿議定遣唐使進止狀

右臣某謹案在唐僧中雖去年三月附商客王訥等所到之錄記大唐凋弊載之具矣更告不朝之間終停入唐之人中雖雖區區之旋僧爲聖朝盡其誠伏馬越鳥豈非習性臣等伏檢舊

菅家文章

卷九

十五

記度度使等或有渡海不堪命者或有遭賊遂亡身者唯未見至唐有難阻飢寒之悲如中雖所申報未然之事推而可知臣等伏願以中雖錄記之狀遍下公卿博士詳被定其可否國之太皇不獨爲身且陳欵誠伏請 處分謹言

寛平六年九月十四日大使參議勘解由
次官從四位下兼守左大辨行式部權大

入唐僧と貿易商が伝えた情報

『菅家文章』*に収められた建議書によれば、道真は入唐僧と貿易商が伝えた現地の情報をもとに、遣唐使の中止を建議したことがわかる。

*『菅家文章』は菅原道真の漢詩文集。九〇〇年成立。全十二卷。

恩澤之下久養枯鱗不堪至誠重請 處分謹言

寛平三年四月二十五日藏人頭正五位
下左中辨兼式部少輔某

請令諸公卿議定遣唐使進止狀

右臣某謹案在唐僧中璿去年三月附商客王
訥等所到之錄記大唐凋弊載之具矣更告不
朝之間終停入唐之人中璿雖區區之旋僧爲
聖朝盡其誠伏馬越鳥豈非習性臣等伏檢舊

菅家文章

卷九

十五

記度度使等或有渡海不堪命者或有遭賊遂
亡身者唯未見至唐有難阻飢寒之悲如中璿
所申報未然之事惟而可知臣等伏願以中璿
錄記之狀遍下公卿博士詳被定其可否國之
太皇不獨爲身且陳欵誠伏請 處分謹言

寛平六年九月十四日大使參議勘解由
次官從四位下兼守左大辨行式部權大

入唐僧と貿易商が伝えた情報

唐に滞在中の僧・中璿が去年三月、
貿易商人の王訥等に託して送つてき
た報告書には、唐の衰退のさまが具
体的に記されています。

菅原道真「諸公卿をして遣唐使の進止を

議定せしめんことを請ふの状」

恩澤之下久養枯鱗不堪至誠重請 處分謹言

寛平三年四月二十五日藏人頭正五位

下左中辨兼式部少輔某

請令諸公卿議定遣唐使進止狀

右臣某謹案在唐僧中璿去年三月附商客王訥等所到之錄記大唐凋弊載之具矣更告不朝之間終停入唐之人中璿雖區區之旋僧爲聖朝盡其誠伏馬越鳥豈非習性臣等伏檢舊

菅家文章

卷九

十五

記度度使等或有渡海不堪命者或有遭賊遂亡身者唯未見至唐有難阻飢寒之悲如中璿所申報未然之事惟而可知臣等伏願以中璿錄記之狀遍下公卿博士詳被定其可否國之太皇不獨爲身且陳欵誠伏請 處分謹言

寛平六年九月十四日大使參議勘解由次官從四位下兼守左大辨行式部權大

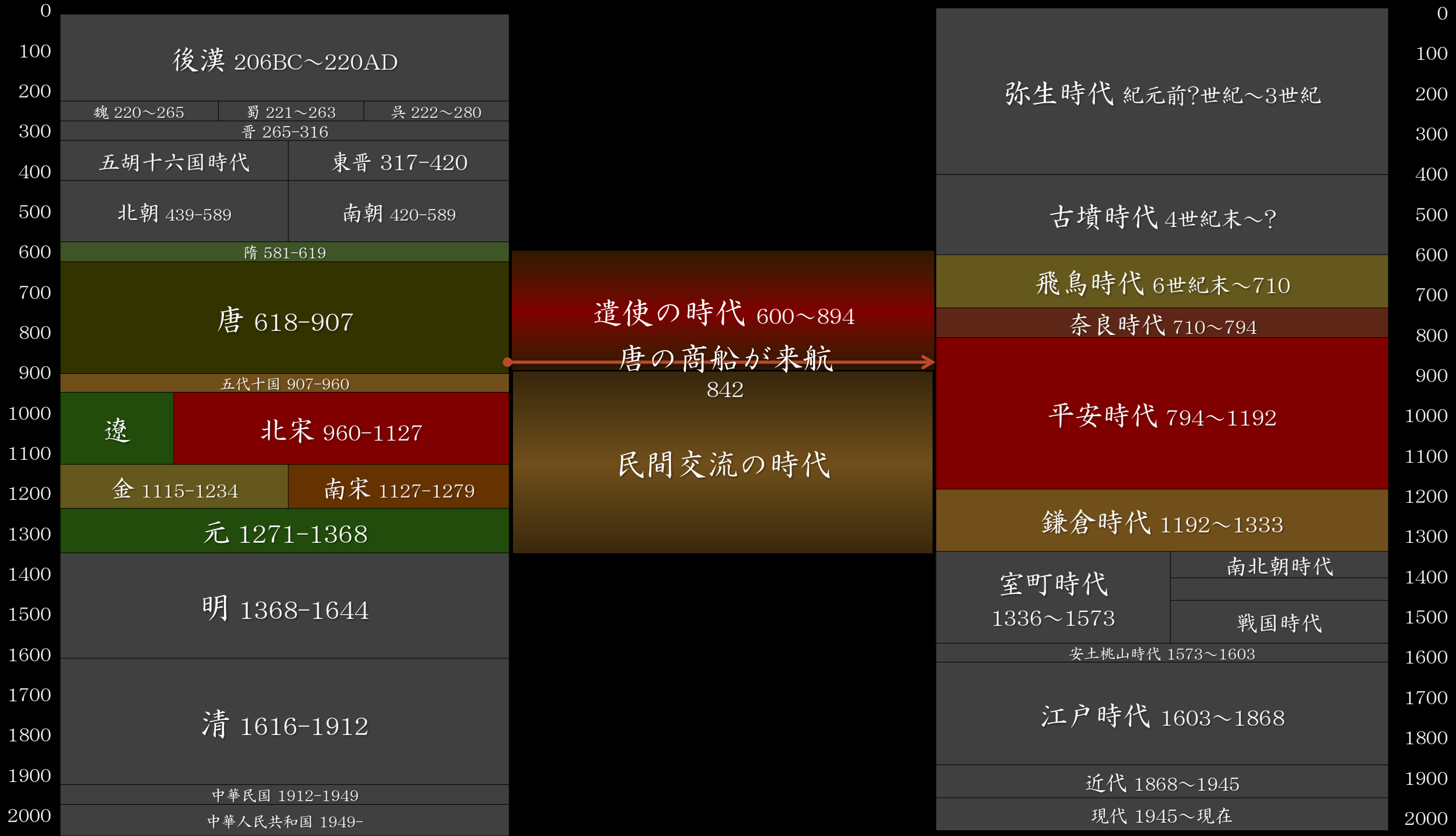
入唐僧と貿易商が伝えた情報

中璿が記した現状を公卿・博士らに広くお伝えいただき(遣唐使派遣の)可否をご審議ください。これは国の一大事であり、私自身のために申し上げているのではございません。

菅原道真「諸公卿をして遣唐使の進止を

議定せしめんことを請ふの状」





民族文化（国風文化）の時代へ

最後の遣唐使から六年後の八四二年、李隣徳という唐の貿易商人が日本を訪れた。これ以後、唐が滅亡するまでの六十年ほどの間に、唐からの商船の来航は三十数回を数え、日中間の交流は遣使の時代から民間交流の時代へと移っていった。

菅原道真は、こうした民間ルートを通じて唐の衰退をいち早く察知し、遣唐使の中止を建議したのである。こうして三〇〇年近く続いた遣使の時代は幕を閉じ、日本は日本語を中心とする独自の民族文化＝国風文化を発展させていく。

国風文化の時代へ

現生人類は言語の力によって知識や技術を伝達・共有してきた。こうした知識や技術を空間や時間や超えて伝達・共有し、高度な文明を築くために発明されたのが文字である。

日本では古くから中国語を記述するために作られた漢字が使われてきたが、九世紀ごろ、漢字をもとに日本語を記述するための新たな文字体系が誕生した。かなである。

後漢 25-220

魏 220-265

蜀 221-263

吳 222-280

晋 265-316

五胡十六国時代

東晋 317-420

北朝 439-589

南朝 420-589

隋 581-619

唐 618-907

五代十国 907-960

遼

北宋 960-1127

金 1115-1234

南宋 1127-1279

元 1271-1368

明 1368-1644

清 1616-1912

中華民國 1912-1949

中華人民共和國 1949-



最古級のひらがな平安京跡

平安京の邸宅跡で、最古級のひらがなが書かれた土器（9世紀後半）が出土した。京都市埋蔵文化財研究所が28日発表した。10世紀に確立したとされるひらがなの成立過程を解明する貴重な資料となりそうだ。

平安時代の右大臣、藤原良相（813〜867）の邸宅跡から墨で文字が書かれた土器約90点が出土。うち約20点にひらがなや、漢字が崩れてひらがなになる

途中の「草仮名」が書かれていた。

ある皿の裏には約40字が書かれ、「と」「は」などは現在と同じ形。「ひとにくしとおはれ」は、□（欠損部）を「も」と推測すると「人憎しと思われ」（うとましく思われての意味）と読める。

これまで最古のひらがなが書かれた資料は、867年に讃岐（香川県）の介（副知事）が書いた書類。

（筒井次郎）



最古級のひらがなが書かれた土器＝高橋正徳撮影



海にたぐひて人をたぐひて
人をもたぐひて人をたぐひて
人をもたぐひて人をたぐひて
人をもたぐひて人をたぐひて
人をもたぐひて人をたぐひて
人をもたぐひて人をたぐひて
人をもたぐひて人をたぐひて
人をもたぐひて人をたぐひて
人をもたぐひて人をたぐひて
人をもたぐひて人をたぐひて

やまとうたは、人の心をたねとし
て、万の言の葉とぞなれりける。
世の中にある人、事・業しげきも
のなれば、心に思ふ事を、見るもの
聞くものにつけて言ひいだせるなり。

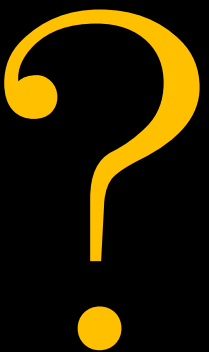
花に鳴く鶯、水に住む蛙(かはず)
の声を聞けば、生きとし生きるもの、
いづれか歌をよまざりける。

力をも入れずして天地を動かし、
目に見えぬ鬼神をもあはれと思はせ、
男女の仲をもやはらげ、猛き武士の
心をもなぐさむるは、歌なり。

也満止宇太者人乃心越堂禰止之？



やまとうたは人の心をたねとして



ひらがなの「て」はどの漢字から
作られたのか？

① 丁

② 天

也満止宇太者人乃心越堂禰止之天



やまとうたは人の心をたねとして

天

草書

天

楷書

ひらがなのもとになった漢字

楷書 草書 ひらがな

安	安	あ	以	い	宇	う	衣	え	於	お
加	か	機	き	久	く	計	け	己	こ	こ
左	さ	之	し	寸	す	世	せ	曾	そ	そ
太	た	知	ち	川	つ	天	て	止	と	と
奈	な	仁	に	奴	ぬ	祢	ね	乃	の	の
波	は	比	ひ	不	ふ	部	へ	保	ほ	ほ
末	ま	美	み	武	む	女	め	毛	も	も
也	や			由	ゆ			与	よ	よ
良	ら	利	り	留	る	礼	れ	呂	ろ	ろ
和	わ	爲	る			恵	る	遠	を	を
无	ん									

かな||日本語のための音標文字

『万葉集』に使われた万葉かなとは異なり、ひらがなは漢字の原形を離れ、日本語を記述するための独自の音標文字となった。

民族文化の時代へ

独自の民族文字を作ったのは日本
だけではなかった。

東アジアでは古くから中国語を記
述するために作られた漢字が共通文
字として使われていたが、九世紀以
降、日本を始めとする中国周辺の諸
民族は、それぞれ独自の民族文字を
作り出すようになる。

自らの言語を自らの文字で記述で
きるようになった諸民族の間には、
独自の文化と民族的アイデンティ
ティーが育まれていった。

0	後漢 25-220		
100			
200			
300	魏 220-265	蜀 221-263	吳 222-280
400	晉 265-316		
500	五胡十六国時代	東晉 317-420	
600	北朝 439-589	南朝 420-589	
700	隋 581-619		
800	唐 618-907		
900	五代十国 907-960		
1000	遼	北宋 960-1127	
1100			
1200	金 1115-1234	南宋 1127-1279	
1300	元 1271-1368		
1400			
1500	明 1368-1644		
1600			
1700			
1800	清 1616-1912		
1900			
2000	中華民國 1912-1949 中華人民共和國 1949-		

10世紀初、耶律阿保機が
契丹大字を制定公布



0	後漢 25-220		
100			
200	魏 220-265	蜀 221-263	吳 222-280
300	晉 265-316		
400	五胡十六国時代	東晉 317-420	
500	北朝 439-589	南朝 420-589	
600	隋 581-619		
700			
800	唐 618-907		
900			
1000	五代十国 907-960		
1100	遼	北宋 960-1127	
1200	金 1115-1234	南宋 1127-1279	
1300	元 1271-1368		
1400			
1500	明 1368-1644		
1600			
1700			
1800	清 1616-1912		
1900			
2000	中華民國 1912-1949 中華人民共和國 1949-		

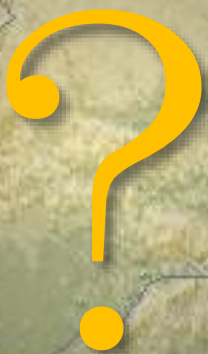
11世紀初め李元昊が
西夏文字を制定公布



十五世紀半ばまで民族語表記する
ための固有文字が誕生しなかった国
はどこか？

① モンゴル

② 朝鮮・韓国



0	後漢 25-220		
100			
200			
300	魏 220-265	蜀 221-263	吳 222-280
400	晉 265-316		
500	五胡十六国時代	東晉 317-420	
600	北朝 439-589	南朝 420-589	
700	隋 581-619		
800	唐 618-907		
900	五代十国 907-960		
1000	遼	北宋 960-1127	
1100			
1200	金 1115-1234	南宋 1127-1279	
1300	元 1271-1368		
1400			
1500	明 1368-1644		
1600			
1700			
1800	清 1616-1912		
1900			
2000	中華民國 1912-1949 中華人民共和國 1949-		

13世紀初めウイグル文字を
基にモンゴル文字が誕生



0	後漢 25-220		
100			
200	魏 220-265	蜀 221-263	吳 222-280
300	晉 265-316		
400	五胡十六国時代	東晉 317-420	
500	北朝 439-589	南朝 420-589	
600	隋 581-619		
700			
800	唐 618-907		
900	五代十国 907-960		
1000	遼	北宋 960-1127	
1100			
1200	金 1115-1234	南宋 1127-1279	
1300	元 1271-1368		
1400	明 1368-1644		
1500			
1600			
1700			
1800	清 1616-1912		
1900			
2000	中華民國 1912-1949 中華人民共和國 1949-		



1446年 李朝の第四代国王・世宗が
訓民正音(ハングル)を制定





그날 함녕의 백성들도 나에게도 하늘이고 땅이고 무지였다

韓国ドラマ「大王世宗」より

世宗が民族固有の文字である訓民正音（ハングル）を制定しようとした時、これに反対したという人物は実在したのか？

① 実在した

② ドラマの脚色に過ぎず、実在はしない



崔萬理等らの上奏文

(世宗二六年)(一四四四年)二月(庚子)の日、集賢殿副提學・崔萬理*等が上奏して言った。

(朝鮮) 世宗實錄卷一〇三世宗二六年二月庚子条

*崔萬理は李氏朝鮮・世宗時代の学者、文臣。字は子明、号は江湖散人。原籍は海州。一四一九年、科挙に合格し、弘文館、集賢殿博士などを兼任し、副提学となる。世宗が訓民正音を制定した際には、六箇条の理由を挙げて反対した。

昔平安道僻者別監具報去年失農尤甚飢饉之極人不相保理之必然且此言深加軫慮本道去年失農尤甚飢饉之極人不相保理之必然且及救荒之狀其速備細啓達且給棄兒衣粮使之救活其棄置根由窮推并啓○論平安咸吉道都體察使皇用仁今聞平安道飢饉尤甚予甚軫念卿之所見飢饉人民幾何救荒之狀何如又聞黃海道飢民掘土而食至有棄兒路旁者其道飢饉與黃海道無異則豈無母子不相保遺棄流離者乎其飢饉之狀詳具啓達且卿以當國大臣適至其道予心倚焉曲盡措置不使一民以至飢饉亦下此諭書于平安道都體察使○庚子集賢殿副提學崔萬理等上疏曰臣等伏觀諺文制作至爲神妙創物運智更出千古然以臣等區區管見尚有可疑者敢布

危懇謹疏于後伏惟 聖裁一我朝自 祖宗以來至誠事大一遵華制今當同文同軌之時創作諺文有駭觀聽儻曰諺文皆本古字非新字也則字形雖倣古之篆文用音合字盡反於古實無所據若流中國或有非議之者豈不有愧於前大慕筆一自古九州之內風土雖異未是皆夷狄事耳無足道者傳曰用夏變夷未聞變於夷者也歷代中國皆以我國有箕子遺風文物禮樂比擬中華今別作諺文捨中國而自同於夷狄是所譏棄蘇合之香而取蟾蜍之丸也豈非文明之大累哉一新羅薛聰更讀雖爲鄙俚然皆借中國通行之字施於語助與文字元不相離故雖至胥吏僕隸之徒必欲習之先讀數書粗知文字然後乃用吏讀用吏讀者須憑文字乃能達意故因吏讀而知文字者頗多亦興學之一助也若我國元不知文字如結繩之世則姑借諺文以資一時之用猶可而執正議者必曰與其行諺文以姑息不若寧遲緩而習中國通行之文字以爲久長之計也而況吏讀行之數千年而簿書期會等事無有防礙者何用改舊行無弊之文別創鄙諺無益之字乎若行諺文則爲吏者專習諺文不願學問文字吏負岐而爲二苟爲吏者

崔萬理等らの上奏文

「昔から中国を中心とするこの世界では、風俗習慣は異なっても、言語が違うからといって別の文字を作ることはありませんでした。ただ蒙古や西夏、女真、日本、西蕃などには各々の文字がありますが、それらはすべて夷狄のことであり、論ずるに足るものではありません。」

(朝鮮) 世宗實錄卷一〇三世宗二六年二月庚子条

此言深加於慮本道去年失農尤甚飢饉之極人不相保理之必然且敬忠於道路旁近見之則其幽僻之處棄捐老幼意必多矣道内飢饉及救荒之狀其速備細啓達且給棄兒衣粮使之救活其棄置根由窮推并啓○論平安咸吉道都體察使皇用仁今聞平安道飢饉尤甚予甚軫念卿之所見飢饉人民幾何救荒之狀何如又聞黃海道飢民掘土而食至有棄兒路旁者其道飢饉與黃海道無異則豈無母子不相保遺棄流離者乎其飢饉之狀詳具啓達且卿以當國大臣適至其道予心倚焉曲盡措置不使一民以至飢饉亦下此諭書于平安道都體察使○庚子集賢殿副提學崔萬理等上疏曰臣等伏觀諺文制作至爲神妙創物運智夏出千古然以臣等區區管見尚有可疑者敢布

危懇謹疏于後伏惟 聖裁一我朝自 祖宗以來至誠事大一遵華制今當同文同軌之時創作諺文有駭觀聽儻曰諺文皆本古字非新字也則字形雖倣古之篆文用音合字盡反於古實無所據若流中國或有非議之者豈不有愧於前大慕筆一自古九州之内風土雖異未是皆夷狄事耳無足道者傳曰用夏變夷未聞變於夷者也歷代中國皆以我國有箕子遺風文物禮樂比擬中華今別作諺文捨中國而自同於夷狄是所譏棄蘇合之香而取蟾蜍之丸也豈非文明之大累哉一新羅薛聰吏讀雖爲鄙俚然皆借中國通行之字施於語助與文字元不相離故雖至胥吏僕隸之徒必欲習之先讀數書粗知文字然後乃用吏讀用吏讀者須憑文字乃能達意故因吏讀而知文字者頗多亦興學之一助也若我國元不知文字如結繩之世則姑借諺文以資一時之用猶可而執正議者必曰與其行諺文以姑息不若寧遲緩而習中國通行之文字以爲久長之計也而況吏讀行之數千年而簿書期會等事無有防礙者何用改舊行無弊之文別創鄙諺無益之字乎若行諺文則爲吏者專習諺文不願學問文字吏負岐而爲二苟爲吏者

崔萬理等らの上奏文

「歴代の中国王朝はわが国には箕子の遺風*があり、文物礼樂は中華に比肩すると申しております。いま別に諺文(ハングル)を制定し、中国を捨てて夷狄と同じになったのでは……文明を大きく害するだけでしよう」

(朝鮮) 世宗實錄卷一〇三世宗二六年二月庚子条

*箕子は、周の武王が殷を倒した後、朝鮮に封ぜられたという殷の遺臣。

昔平安道傳者別監具報邊境瑞興郡有一兒童於路傍山谷間此言深加矜慮本道去年失農尤甚飢饉之極人不相保理之必然且救荒之狀其速備細啓達且給棄兒衣糧使之救活其棄置根由窮推并啓○論平安咸吉道都體察使皇用仁今聞平安道飢饉尤甚予甚軫念卿之所見飢饉人民幾何救荒之狀何如又聞黃海道飢民掘土而食至有棄兒路旁者其道飢饉與黃海道無異則豈無母子不相保遺棄流離者乎其飢饉之狀詳具啓達且卿以當國大臣適至其道予心倚焉曲盡措置不使一民以至飢饉亦下此諭書于平安道都體察使○庚子集賢殿副提學崔萬理等上疏曰臣等伏觀諺文制作至爲神妙創物運智亘出千古然以臣等區區管見尚有可疑者敢布

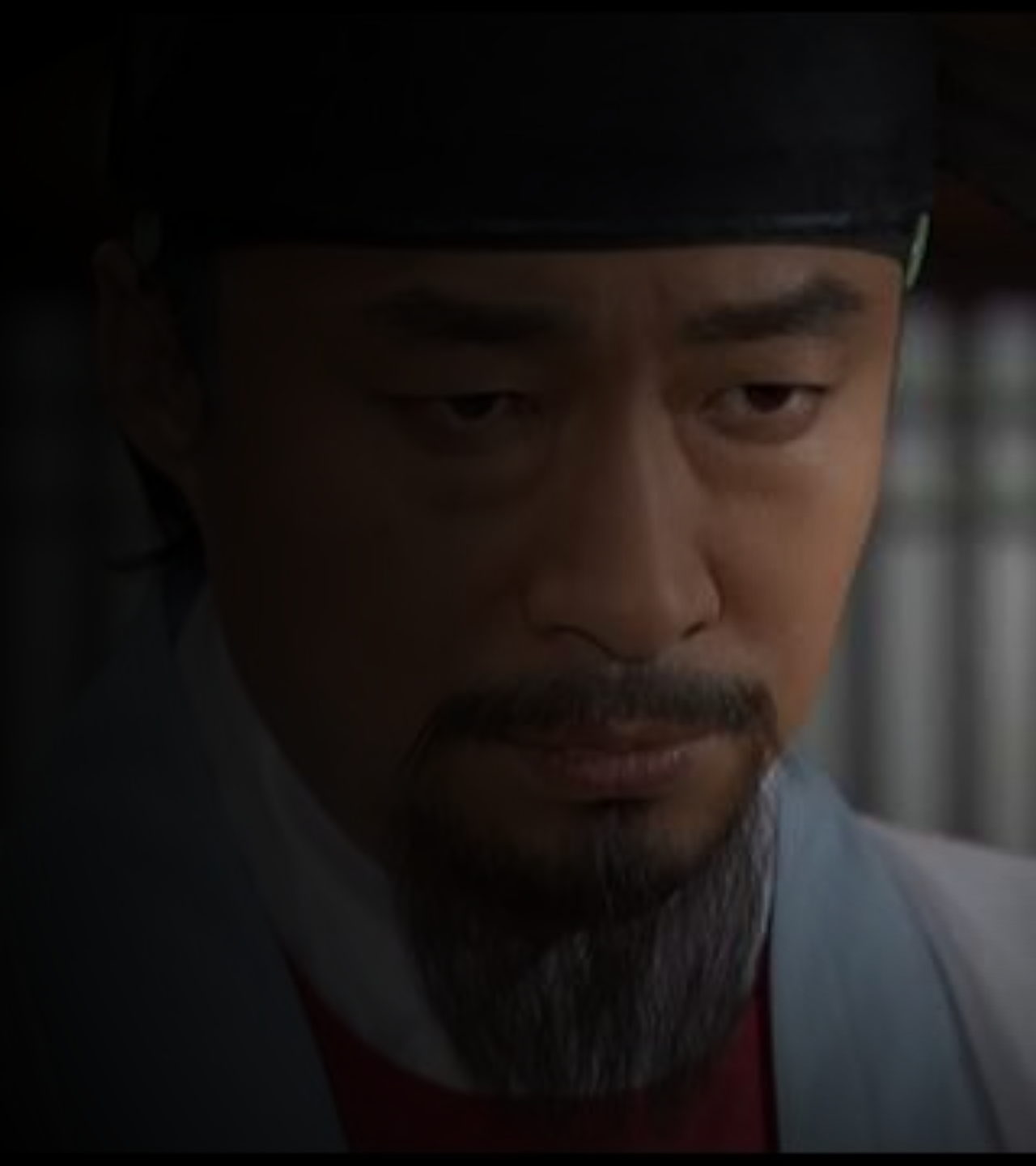
危懇謹疏于後伏惟 聖裁一我朝自 祖宗以來至誠事大一遵華制今當同文同軌之時創作諺文有駭觀聽儻曰諺文皆本古字非新字也則字形雖倣古之篆文用音合字盡反於古實無所據若流中國或有非議之者豈不有愧於前大慕華一自古九州之內風土雖異未是皆夷狄事耳無足道者傳曰用夏變夷未聞變於夷者也歷代中國皆以我國有箕子遺風文物禮樂比擬中華今別作諺文捨中國而自同於夷狄是所謂棄蘇合之香而取蟾蜍之丸也豈非文明之大累哉一新羅薛聰吏讀雖爲鄙俚然皆借中國通行之字施於語助與文字元不相離故雖至胥吏僕隸之徒必欲習之先讀數書粗知文字然後乃用吏讀用吏讀者須憑文字乃能達意故因吏讀而知文字者頗多亦興學之一助也若我國元不知文字如結繩之世則姑借諺文以資一時之用猶可而執正議者必曰與其行諺文以姑息不若寧遲緩而習中國通行之文字以爲久長之計也而況吏讀行之數千年而簿書期會等事無有防礙者何用改舊行無弊之文別創鄙諺無益之字乎若行諺文則爲吏者專習諺文不願學問文字吏負岐而爲二苟爲吏者

特権化した中国語を操る支配層

〔解説〕

地政学的に中国と密接な関係にあった朝鮮では、中国語（漢文）を操る支配層が特権化し、民族固有の文字の発達を遅らせていた。

いっぽう大陸と海を隔てた日本は、中国語の使用に拘束されることなく、いち早く民族固有の文字を生み出し、民族語Ⅱ日本語による文化の創造と技術の蓄積を可能にしていた。



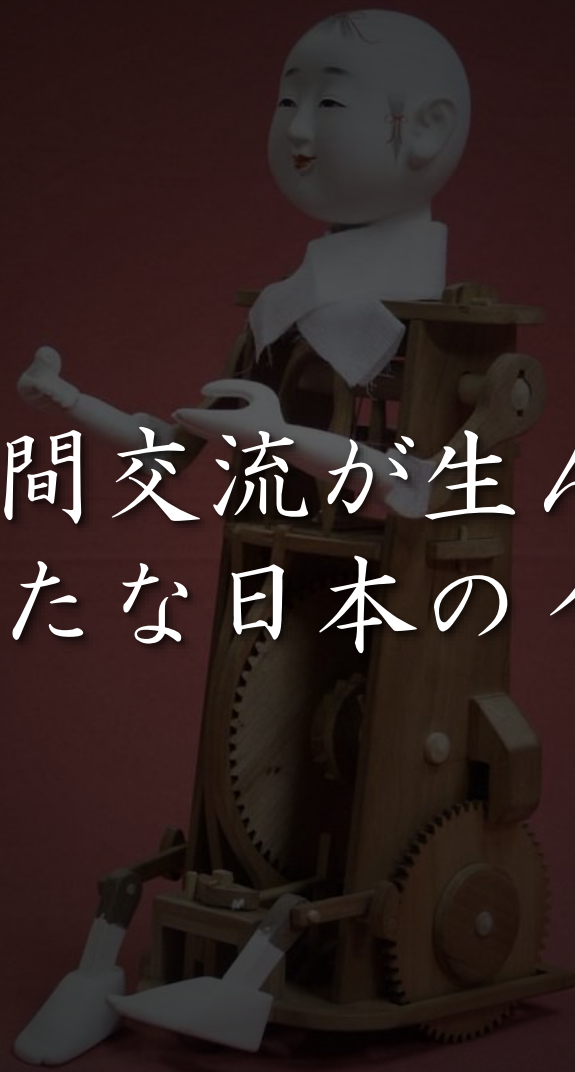
0	後漢 25-220		
100			
200	魏 220-265	蜀 221-263	吳 222-280
300	晉 265-316		
400	五胡十六国時代	東晉 317-420	
500	北朝 439-589	南朝 420-589	
600	隋 581-619		
700	唐 618-907		
800			
900	五代十国 907-960		
1000	遼	北宋 960-1127	
1100			
1200	金 1115-1234	南宋 1127-1279	
1300	元 1271-1368		
1400	明 1368-1644		
1500			
1600			
1700	清 1616-1912		
1800			
1900	中華民國 1912-1949		
2000	中華人民共和國 1949-		

かなが育んだ民族文学

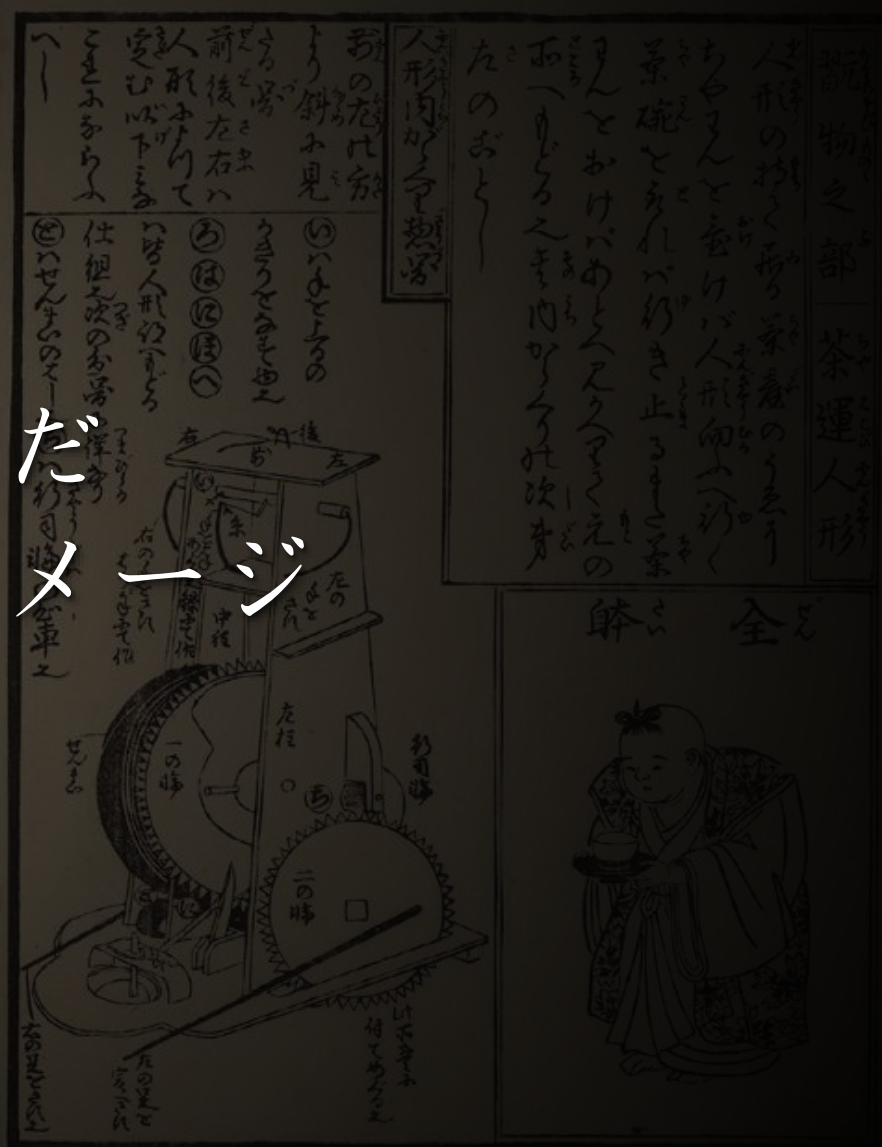
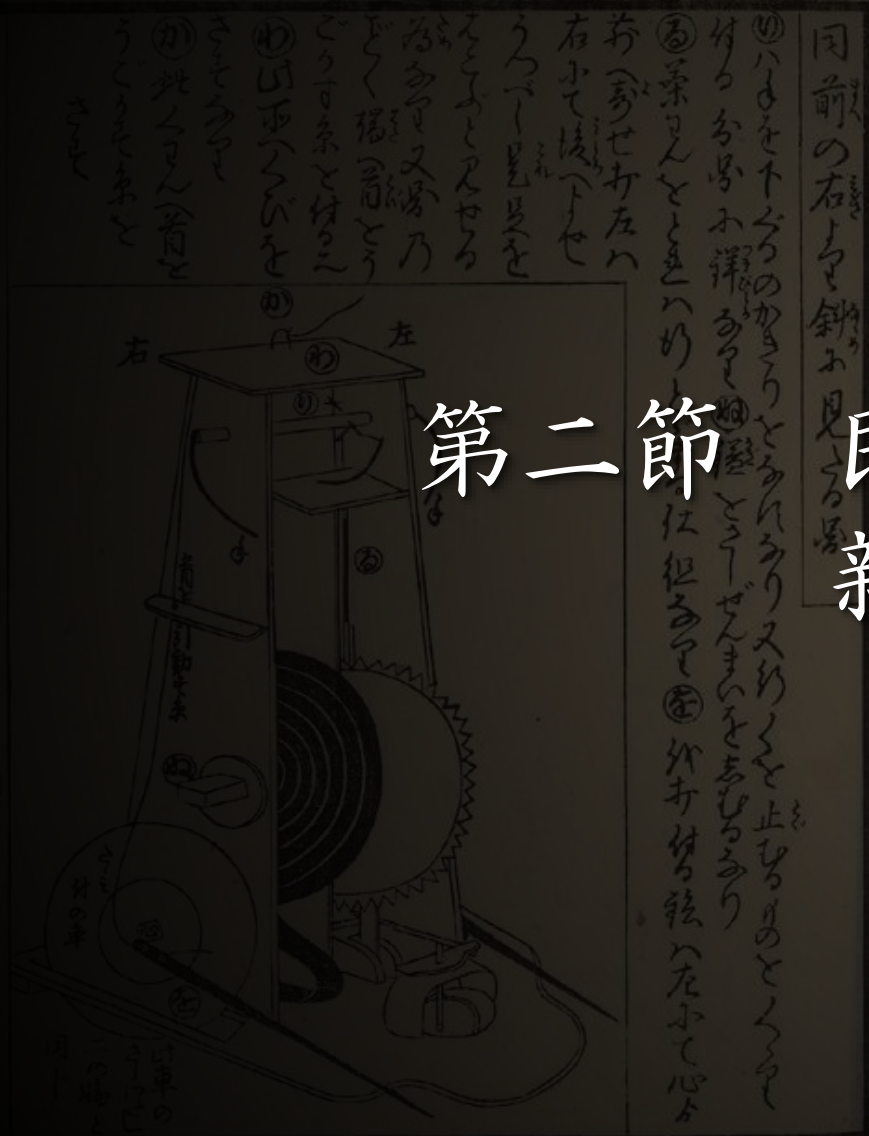
日本で万葉仮名からひらがなが生まれる(9世紀)
古今和歌集(905年) 土佐日記(935年) 竹取物語(10世紀) 枕草子(10世紀末)

源氏物語(11世紀初)
今昔物語集(12世紀)
平家物語(13世紀)
太平記(14世紀)

朝鮮の世宗が訓民正音(ハングル)を制定(15世紀半ば)

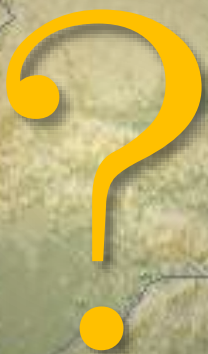


第二節 民間交流が生んだ 新たな日本のイメージ



唐では日本人にはある特殊な技術があると考えられていた。その技術とは？

- ①ミサイルを作る技術
- ②ロボットを作る技術



倭のからくり職人・韓志和

九世紀、貿易商人の往来などで日中間の民間交流が盛んになると、日本の精巧なからくり技術が、中国の人々の間で評判となった。

唐末の蘇鶚が著した『杜陽雜編』には、日本から来た韓志和という人物が、精巧なからくり技術で中国の人々を驚かせたというエピソードが紹介されている。

倭のからくり職人・韓志和

飛龍衛士の韓志和はもと倭国の人である。木工細工を得意とし、いろいろな鳥の姿を作った。その動きは本物そっくりだった。腹の中にしかけを入れ、飛ばすと勢いよく舞い上がり、三尺ほどの高さで一、二百歩も飛び続けた。

（唐）蘇鶚『杜陽雜編』卷中韓志和（說郭所収）

達曉方去宮人競以羅巾撲之無有獲者上令張羅於空中遂得數百於殿內縱嬪御追捉以爲娛樂遲明視之則皆金玉也其狀工巧無以爲比而內人爭用絳縷絆其脚以爲首飾夜則光起粧奩中其後開寶厨觀金錢玉屑之內有蠕蠕者有爲蝶者宮中方覺焉

飛龍衛士韓志和本倭國人也善彫木作鸞鶴鴟鵂之狀飲啄動靜與真無異以關戾置於腹內發之則

杜陽雜編

卷中

八

凌雲奮飛可高三尺至一二百步外方始却下兼刻木爲飛雀飛龍使異其機巧遂以事奏上觀而悅之志和更彫踏床高數尺其上飾之以金銀絲繪謂之見龍床置之則不見龍形踏之則鱗鬣爪牙俱出及始進上以足履之而龍夭矯若得雲雨上怖畏遂令撤之志和伏於上前曰臣愚昧致有驚忤聖躬臣別進薄技稍娛至尊耳目以贖死罪上笑曰所解技何試爲我作之志和遂於懷中出一桐木合子方數寸中有物名蠅虎子數不啻一二百焉其形皆赤云以

倭のからくり職人・韓志和

志和は懷から数寸四方の桐の箱を一つ取り出した。中には蠅虎子というものが一、二百個余り入っていた。：：五隊に分けて涼州の舞を舞わせるといふ。

(唐)蘇鶚『杜陽雜編』卷中韓志和(說郭所収)

志和更彫踏床高數尺其上飾之以金銀絲繪謂之見龍床置之則不見龍形踏之則鱗鬣爪牙俱出及始進上以足履之而龍夭矯若得雲雨上怖畏遂令撤之志和伏於上前曰臣愚昧致有驚忤聖躬臣別進薄技稍娛至尊耳目以贖死罪上笑曰所解技何試爲我作之志和遂於懷中出一桐木合子方數寸中有物名蠅虎子數不啻一二百焉其形皆赤云以

丹砂啗之故也乃分爲五隊令舞涼州上令召樂以舉其曲而虎子盤旋宛轉無不中節每遇致詞處則隱隱如蠅聲及曲終纍纍而退若有尊卑等級志和臂虎子於上前獵蠅於數百步之內如鵠捕雀罕有不獲者上加其小有可觀卽賜以雜絲銀碗志和出官門悉轉施于他人不逾年竟不知志和所在

敬宗皇帝寶曆元年南昌國獻玳瑁盆浮光裘夜明犀其國有酒山紫海益山有泉其味如酒飲之甚美醉則經月不醒紫海水色如爛椹可以染衣其龍魚

倭のからくり職人・韓志和

陛下が樂師に命じて曲を演奏させると、リズムに合わせて、くるくると踊り出し、言葉を発する場面ではなにやら蠅のような音を立てる。曲が終わると、尊卑の等級があるかように、累々として退いた。

〔唐〕蘇鶚『杜陽雜編』卷中韓志和〔說郭所収〕

志和更彫踏床高數尺其上飾之以金銀絲繪謂之見龍床置之則不見龍形踏之則鱗鬣爪牙俱出及始進上以足履之而龍夭矯若得雲雨上怖畏遂令撤之志和伏於上前曰臣愚昧致有驚忤聖躬臣別進薄技稍娛至尊耳目以贖死罪上笑曰所解技何試爲我作之志和遂於懷中出一桐木合子方數寸中有物名蠅虎子數不啻一二百焉其形皆赤云以

丹砂啗之故也乃分爲五隊令舞涼州上令召樂以

舉其曲而虎子盤旋宛轉無不中節每遇致詞處則

隱隱如蠅聲及曲終纍纍而退若有尊卑等級志和

臂虎子於上前獵蠅於數百步之內如鵠捕雀罕有

不獲者上加其小有可觀卽賜以雜絲銀碗志和出

宮門悉轉施于他人不逾年竟不知志和所在

敬宗皇帝寶曆元年南昌國獻玳瑁盆浮光裘夜明犀其國有酒山紫海益山有泉其味如酒飲之甚美醉則經月不醒紫海水色如爛椹可以染衣其龍魚

倭のからくり職人・韓志和

陛下はなかなかの見ものであったと、雑綵、銀椀を下賜された。志和は宮廷の門を出ると、それらをみな人に分け与え、その年の中に所在がわからなくなってしまった。

〔唐〕蘇鶚『杜陽雜編』卷中韓志和（說郭所収）

志和更彫踏床高數尺其上飾之以金銀綵繪謂之見龍床置之則不見龍形踏之則鱗鬣爪牙俱出及始進上以足履之而龍夭矯若得雲雨上怖畏遂令撤之志和伏於上前曰臣愚昧致有驚忤聖躬臣別進薄技稍娛至尊耳目以贖死罪上笑曰所解技何試爲我作之志和遂於懷中出一桐木合子方數寸中有物名蠅虎子數不啻一二百焉其形皆赤云以

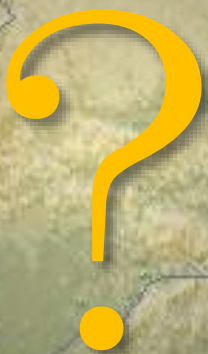
丹砂啗之故也乃分爲五隊令舞涼州上令召樂以舉其曲而虎子盤旋宛轉無不中節每遇致詞處則隱隱如蠅聲及曲終纍纍而退若有尊卑等級志和臂虎子於上前獵蠅於數百步之內如鵠捕雀罕有不獲者上加其小有可觀卽賜以雜綵銀椀志和出官門悉轉施于他人不逾年竟不知志和所在

敬宗皇帝寶曆元年南昌國獻玳瑁盆浮光裘夜明犀其國有酒山紫海益山有泉其味如酒飲之甚美醉則經月不醒紫海水色如爛椹可以染衣其龍魚

当時、日本では本当にロボットが作られていたのか？

①作られていた

②作られていなかった



今昔物語

廿四

古代日本のからくり技術

日本の精巧なからくり技術が、大陸で評判になっていたころ、日本国内でも高陽親王（かやのみこ）が作ったからくり人形が、人気を博していたことが、『今昔物語集』巻第二十四に記録されている。

今昔物語集巻第廿四

本朝付世俗

黒川真頼蔵書
黒川真道蔵書

黒川真道蔵書

北邊大臣長谷雄中納言語第一

高陽親王造人形立田中語第二

小野宮大饗九條大臣得打衣語第三

於凡上勁敵返男針返女語第四

百濟川成飛彈工桃語第五

碁擲寛蓮值碁擲女語第六

高陽親王（かやのみこ）は、何の
ためにからくり人形を作ったのか？

① お茶を客に運ばせるため

② 水田を早魃から救うため



古代日本の産業用ロボット

むかし高陽親王*という人がいた。
これは□天皇の御子である。細工作
りがきわめて上手であつた。

京極寺という寺があつた。この寺
は親王が建てた寺である。この寺の
前の河原にある田は、この寺の所領
であつた。

『今昔物語集』巻第廿四

*高陽親王(かやのみこ)・桓武天皇の第十
皇子・賀陽親王(かやしんのう、七九四
〜八七一年)のことか。

傳へタルトヤ

高陽親王造人形立田中詣茅二

今昔高陽親王ト申ス人御ケリ此ハ

天皇ノ御子也極タル物ノ上手ノ細工ニ

ナム有ケル京極寺ト云フ寺有リ其寺ハ

此親王ノ起給ヘル寺也其寺ノ前ノ河原

ニ有ル田ハ此寺ノ領也而ルニ天下旱魃

シケル年万ノ取ノ田皆焼失ヌト惶シル

ニ増テ此ノ田ハ賀茂川ノ水ヲ入シテ作

ル田ナシハ其河ノ水絶ニケシハ庭ノ様

ニ成テ苗モ皆赤ミヌヘシ而ルニ高陽親

王此ヲ撰給ケル様長ケ四尺計ナル童子ノ

古代日本の産業用ロボット

ところがある年、旱魃が起こり、水田が干上がって大騒ぎとなった。

この田は賀茂川の水を引いていたために、川の水が涸れるとまるで庭のようになり、苗も赤らんでしまつた。

『今昔物語集』巻第廿四

ル此し亦希有ノ事也昔ノ人ハ此ル奇異ノ事共シ見顕ス人共ナム有ケルト語り傳ヘタルトヤ

高陽親王造人敢立田中語茅二

今昔高陽親王ト申ス人御ケリ此ハ

天皇ノ御子也極タル物ノ上手ノ細工ニ

ナム有ケル京極寺ト云フ寺有リ其寺ハ

此親王ノ起給ヘル寺也其寺ノ前ノ河原

ニ有ル田ハ此寺ノ領也而ルニ天下旱魃

シケル年万ノ取ノ田皆焼失ヌト惶シル

ニ増テ此ノ田ハ賀茂川ノ水ヲ入シテ作

ル田ナシハ其河ノ水絶ニケシハ庭ノ様

ニ成テ苗モ皆赤ミヌヘシ而ルニ高陽親

王此ヲ撰給ケル様長ケ四尺計ナル童子ノ

古代日本の産業用ロボット

すると高陽親王は左右の手に器を捧げて立つ四尺ばかりの子供の人形を作り、これを田の中に立てた。

子供の持つ器の中に水を入れると、これを受けて顔に流れかかるしくみになっていた。：：京中の人が市をなして集まり、器に水を入れて興じる者が後を絶たなかった。

『有田ハ此寺』『今昔物語集』卷第廿四

シケル年万ノ取ノ田皆焼失スト惶シル

ニ増テ此ノ田ハ賀茂川ノ水ヲ入シテ作

ル田ナシハ其河ノ水絶ニケシハ庭ノ様

ニ成テ苗モ皆赤ミスヘシ而ルニ高陽親

王此ヲ攝給ケル儀長ケ四尺計ナル童ノ

左右ノ手ニ器ヲ捧テ立テル形ヲ造テ此

田ノ中ニ立テ人其童ノ持タル器ニ水ヲ

入ルシハ感受テハ即チ顔ニ流懸ル様ヲ

造タリケシハ此ヲ見ル人水ヲ汲テ此持

タル器ニ入ルシハ感受テ顔ニ流懸々々

スシハ此ヲ真シテ聞継ツ、京中ノ人市

ヲ成シテ集テ水ヲ器ニ入シテ見真シ惶

ル莫無限ニ如此爲ル間ニ其水自然ラ

古代日本の産業用ロボット

そうするうちに水は自然と溜まり、田を満たした。そこで人形をしまい、水が乾くと再び取り出して田の中に立てた。人々はまた前のように水を入れたので、田は水が満ちた。こうしてその田は少しも干上がらずにすんだ。

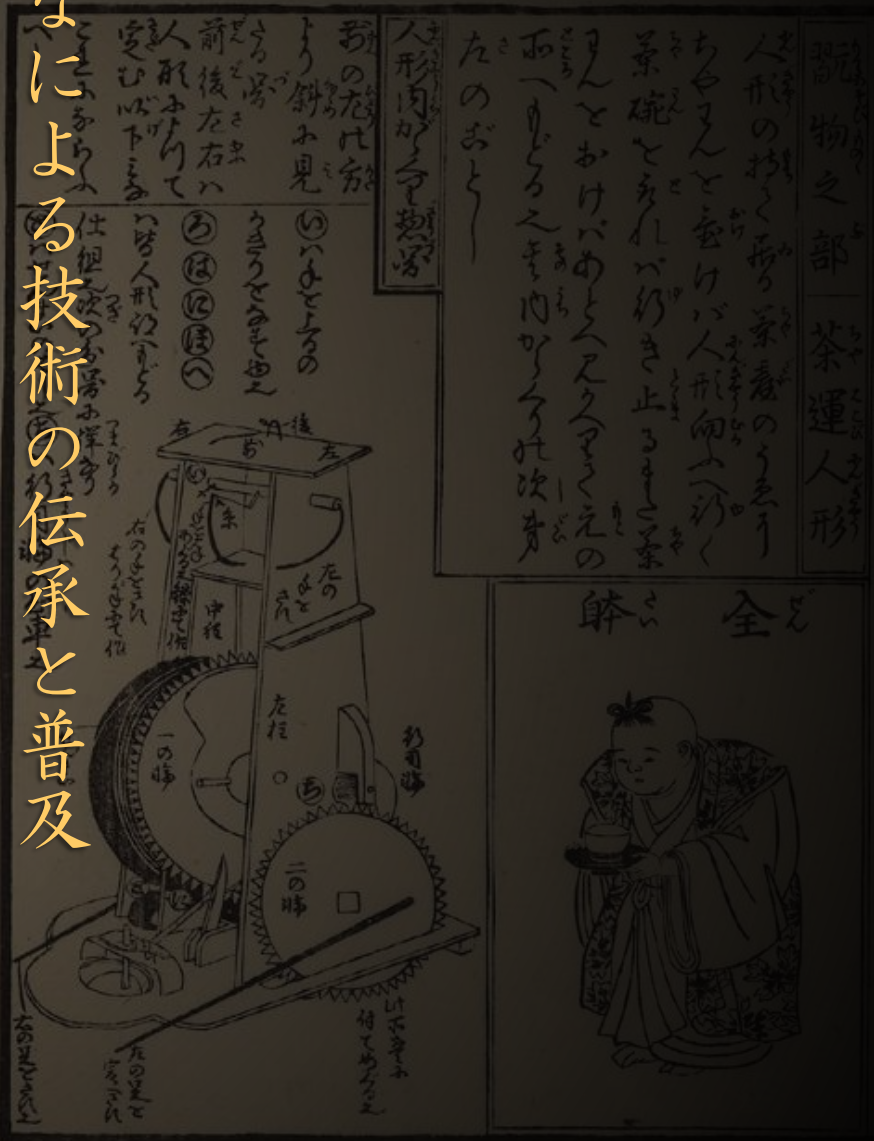
『今昔物語集』巻第廿四

田ノ中ニ立テ人其童ノ持タル器ニ水ヲ入ルシハ感受テハ即チ顔ニ流懸ル梅ヲ造タリケシハ此ヲ見ル人水ヲ汲テ此持タル器ニ入ルシハ感受テ顔ニ流懸々々スシハ此ヲ真シテ問継ツ、京中ノ人市ヲ成シテ集テ水ヲ器ニ入シテ見真ニ喰ル莫無限ニ如此爲ル間ニ其水自然ラテ田ニ水多ク満ヌ其時ニ童ヲ取隠シツ亦水乾キヌシハ童ヲ取出シテ田ノ中ニ立テツ然シハ亦前ノ如ク人集テ水ヲ入ルル程ニ田ニ水満ヌ如此メ其田露不焼シテナム止ニケル此極キ稱ヘ也此モ御子ノ極タル物ノ上チ風流ノ至ル所也トソ人讃ケルトナム語り傳ヘタルトヤ

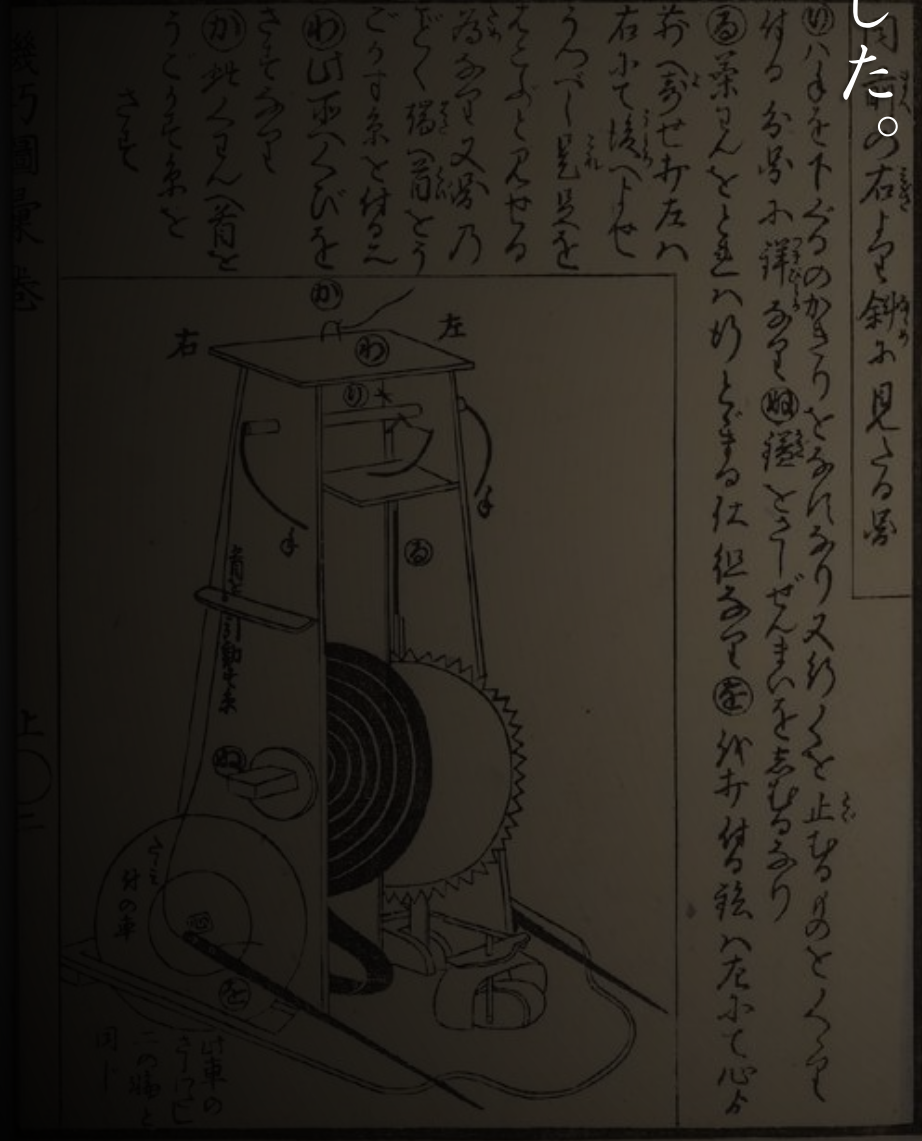
かなによる技術の伝承と普及

かなは民族文学を発展させたばかりでなく、産業や技術の普及と伝承にも大きく貢献した。

江戸中期の土佐長岡の郷士で暦学者の細川半蔵(？く一七九六)は、一七九六年、各種のからくりの技法をひらがなで紹介した『機巧図彙』を刊行した。



細川半蔵著『機巧図彙』(寛政8年(1796)刊 九大付属図書館蔵)



東芝の創業者・田中久重

ひらがなで書かれた書物は、知識や技術の普及を促した。

鼈甲職人の家に生まれた田中久重は、細川半蔵の『機巧図彙』からくらくりの技術を学び、やがて和時計の最高傑作「万年自鳴鐘」の開発に成功した。

晩年には通信機器の開発と製造を行い、今日の東芝の創業者となった。



田中久重 (1799-1881)

知恵
泉

「ものづくりの先覚・田中久重」 (NHKEテレ2019年8月27日2200-)

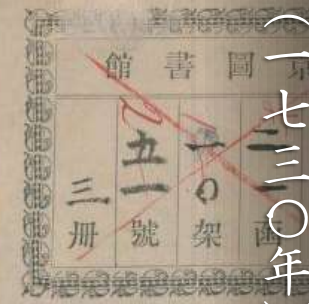


文字書き人形

田中久重(1799-1881)が制作したからくり人形 (江戸東京博物館)

江戸時代、からくりの技術は見世物として広く庶民に親しまれていた。からくりのしくみを紹介した『機訓蒙鏡草』(からくりきんもうかがみくさ)※には、人形が三味線をひくからくりが載っているが、これはどのようなくみだったのか？

※多賀谷環中仙撰『機訓蒙鏡草』三卷、享保十五年(一七三〇年)刊



拾得御伽機訓蒙鏡草 松



座頭の人形三味せん引からくり

是は座頭の人形の中へ十才ばかり
 の人はいりていろいろにつかふなり。
 三味線といふ物、からくりにて引さ
 れる物にあらず。

*多賀谷環中仙撰『璣訓蒙鏡草』三卷、享保十五年
 (一七三〇年) 刊

座頭の人形三味せん引からくり
 是ハ座頭の人形の中へ十才ばかりの
 人をとりていあくよつふたり三味
 線といふ物からくりふて引さるる物
 あらどおれんの下に大ききおれんは
 の中へとりて三味せん引く人形
 の下へとりておれんはあつたり
 ゆへふて引三味せんのとて人形
 の引さるる物なり



ホンダ ASIMO 指揮・デトロイト交響楽団演奏
「インポッシブル・ドリーム」 (2008年5月13日)

まとめ

九世紀の末、唐の衰退をいち早く予見した日本は、遣唐使を廃止する。こうして三〇〇年近く続いた遣使の時代は幕を閉じる。

このころ日本では、漢字をもとに日本語を記述するための音標文字Ⅱかなが誕生していた。遣唐使が廃止されると、この民族文字を中心とする独自の民族文化Ⅱ国風文化が発展する。

かなは民族文学の発展を促すとともに、知識や技術の伝承や普及を可能にした。

遣使に代わって貿易商人による民間交流が盛んになると、中国の人々の間では、日本は精巧な工芸技術に長けた国という新たなイメージが広がっていった。